

## 呉事業者支援金融協議会設置要綱

令和3年12月1日

改正 令和4年4月6日

改正 令和4年8月3日

### (設置)

第1 新型コロナウイルス感染症の影響や日本製鉄(株)の撤退等の影響を受ける呉地域の事業者を的確かつ迅速に支援するため、関係機関の連携を図ることを目的に「呉事業者支援金融協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者支援(※)にかかる情報共有
- (2) 各機関の連携・協働による事業者支援対策の検討
- (3) その他必要と認められる事項

※事業者支援：ファイナンス(資金繰り)、経営改善、事業再生、事業転換、事業承継、事業再編、販路拡大、ビジネスマッチング等

### (組織)

第3 協議会は、会長及び会員(以下「会員等」という。)で構成するものとし、中国財務局においては次に掲げる職にある者を、他の機関等においてはその長が指名する職員等をもって充てる。

会長は、必要があると認めるときは、会員を追加することができる。

#### (1) 会長

中国財務局理財部長

#### (2) 会員

広島銀行、もみじ銀行、呉信用金庫、日本政策金融公庫、日本政策投資銀行中国支店、商工組合中央金庫広島支店、広島県信用保証協会、中小企業基盤整備機構中国本部、呉商工会議所、呉広域商工会、くれ産業振興センター、広島県、呉市、中国経済産業局、中国財務局

### (会議)

第4 本協議会は、会長が招集し、主宰する。

2 会長は、必要に応じて上記の者以外を出席させることができる。

### (幹事会)

第5 協議会の円滑な運営を補助するため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会の構成は別途定める。
- 3 幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

### (事務局)

第6 協議会に関する事務は、中国財務局理財部金融監督第二課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長がこれを定める。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月3日から施行する。